

学校における働き方改革取組方針

〔北広島町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画〕

令和8年6月

北広島町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・目指す姿・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2. 本町の現状・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3. 目標・計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・	7
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・	9

1. 計画の趣旨、目指す姿

(1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で、教育職員の専門性を生かしつつ、授業改善のための時間や児童生徒等に接する時間を十分に確保し、教育職員が学校教育の蓄積と向かい合っ
て自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教育職員人生を豊かにすることで、教育職員の人間性や創造性と高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を継続的に行うことができる状況を作りだすことを目的に、公立の義務教育学校等の教職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定するものである。

第2次北広島町義務教育振興基本計画に掲げる基本理念である「豊かな人間性と文化を育み、一人一人がともに輝く義務教育の実現」のためには、教育職員の勤務状況等に関する状況を把握し、その状況を踏まえ、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等を行うことが必要である。

北広島町教育委員会では、本計画を学校と連携して総合的に推進し、家庭・地域と連携・協力して、児童生徒の「学びの場」の充実を目指す。

さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行っていき、目指す教育の実現に取り組む。

(2) 目指す姿

すべての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、教育職員が心身ともに充実し、「働きやすさ」と「働きがい」を両立しながら、主体的に学び続け、専門性を最大限に発揮できるよう、子供たち一人一人と向き合うことができる環境を構築する。

2. 本町の現状

北広島町では、令和2年4月に、町立学校の教育職員の業務量の適切な管理と在校等時間の上限に関する方針として、「北広島町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」、「北広島町立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等」を定め、教育職員の在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内と上限を定め、超過勤務の縮減と子供と向き合う時間の確保を目指して取り組んできた。

こうした取組の結果、北広島町における教育職員の時間外在校等時間の状況、子供と向き合う時間が確保できているか、年次有給休暇の取得日数の状況について、令和7年度の状況は次のとおりであった。

【子供と向き合う時間が確保できているか】

	肯定的回答の割合
町内小学校合計	93.8%
町内中学校合計	87.5%
町内全学校合計	91.7%

【時間外在校等時間の状況】

	月45時間以上 80時間未満	月80時間以上
町内小学校合計	25.5%	0.1%
町内中学校合計	29.3%	0.4%
町内全学校合計	26.7%	0.2%

【年次有給休暇取得日数】

	5日未満	5日以上 10日未満	10以上
町内小学校合計	7.8%	29.1%	63.1%
町内中学校合計	8%	48%	44%
町内全学校合計	7.8%	35.3%	56.9%

* 上記表中、小学校には義務教育学校前期課程を中学校には義務教育学校後期課程を含む

3. 目標・計画期間

(1) 目標

本方針の「目指す姿」を踏まえ、働きやすさと働きがいの両立を目指し、次のとおり目標を設定する。

①子供と向き合う時間の確保

子供と向き合う時間が確保されていると感じる教育職員の割合が80%以上を継続する。

②超過勤務の縮減

時間外在校時間について、月80時間以上の者を0にする。

③年次有給休暇取得日数の向上

年次有給休暇取得日数の向上に向けて、年次有給休暇を年間10日以上取得する教育職員の割合が100%とする。

(2) 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

北広島町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 教育職員の業務量の適正化

- ・ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない学校行事等の見直しや、放課後活動の活動時間を勤務時間内に設定するなどの工夫を行う。
- ・ 教育職員の在校等時間の状況等を踏まえ、特定の教育職員に業務が集中しないよう、校務分掌や構成人数の再編、業務の在り方や進め方の見直しなどを行うことにより、業務の平準化、効率化を図る。
- ・ 学校では解決が困難な事案に対して、学校が教育委員会と連携して、弁護士等の専門家に相談ができる体制を、より効果的に活用できるように周知・徹底を図る。
- ・ 学校部活動については、部活動時間等の適正化を推進するとともに、休日の部活動については、地域展開等の推進に取り組む。

(2) 教育職員が業務を効率的に行うことのできる環境整備

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特

に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086 単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

- ・ 教育職員の健康管理や超過勤務の縮減に向け、校務支援システムを利用して教育職員の在校等時間を把握するなど、適正な勤務時間管理を行う。

- ・ 週1回以上の教育職員の定時退校日の徹底を図る

- ・ 学校への連絡時間帯や通話時間について引き続き保護者にし、時間帯によっては、留守番電話機能を利用する。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守する。また、令和7年10月に制定された「北広島町教育委員会心の健康づくり計画」に基づき、教育職員の心の健康づくり及び活気のある職場づくりに取り組む。

- ・ ストレスチェック制度の定着浸透を図り、教育職員がストレスチェックを利用して自らのストレスを適宜チェックを行い、ストレスチェックの結果等も活用して職場改善の改善を推進する。

- ・ ストレスチェックの結果に応じて、教育職員に産業医(保健管理医)による面接指導またはその他の外部機関による保健指導、カウンセリングを実

施する。

- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、周知を図る。
- ・ 年次有給休暇についてまとめた日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。また、長期休業期間中は一斉閉庁の期間を設定し、教育職員が休暇を取得しやすい環境づくりを行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 関連する取組

- ・ 取組の着実な実行を図るため、町立学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域に対して、本計画の周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

(2) 今後のフォローアップ

- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、教育職員へのアンケート結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。